

本稿の課題は、中世後期における京都支配の体制を、当該期の在京武士（及び幕府下級職員）の存在形態を踏まえて考察し、その特質を明らかにすることにある。

序章「中世後期京都研究の現状と課題」では、中世後期京都に関する研究のうち、特に京都支配論にかかわるものを中心に整理した上で、本稿における論点の析出を行った。

中世京都は、政治・経済の中枢として列島社会において枢要な位置を占め、その都市構造や展開に関して、戦前以来数多くの研究が蓄積されてきた。ただしその分析時期は院政～鎌倉期や戦国期に集中する傾向にあり、挟間の時期にあたる南北朝・室町期京都の総合的研究には深化がみられない状況にある。かかる状況の打開は、中世京都論のみならず京都を中心とする当該期列島社会の社会体制とその変容過程を解明する上でも不可欠の課題である。

中世後期京都研究は、商業史研究や都市空間論を中心に一定の進展をみたが、それらが結果的に「都市の輪郭や構造」の不明瞭さを強調したこともあり、当該期の社会構造を総合的に扱う研究が現れにくい状況が続いた。近年、佐藤進一による「室町幕府論」の批判的継承を試みる研究が盛んとなり、支配体制への着目を通じて京都社会の総体を捉える視角も現れつつある。それらの研究では、室町幕府が寺社本所などの多様な権力を存続させて都市支配に利用する構造がみられることが明らかにされており、首肯しうる部分が多い。しかしこれらも、室町期（14世紀末～15世紀中葉）の社会構造に関する具体的分析が欠如している点、幕府支配を実現する主体たる在京武士の具体的動向が議論に位置づけられていない点に問題を抱えている。そのような問題の背景には、先に述べた南北朝・室町期京都研究の相対的不振や、中世後期在京武士論の蓄積が現在に至るまで極めて不十分であった点などが大きく影響していたと考えられる。

以上を踏まえ、本稿では、都市空間における在京武士の存在形態に関する検討（第一部）を手がかりに、彼らによって実現していた中世後期の京都支配体制の特質に迫る（第二部）ことを課題とした。

第一部第一章「南北朝・室町期京都における武士の居住形態」では、南北朝・室町期の在京武士の居所分布、及び展開過程を再検証し、南北朝期～応仁・文明の乱までの居住者の存在形態（寄宿形態、家屋所有のあり方）を、彼らを取り巻く武士・寺社・公家の社会的諸関係に留意して考察した。

南北朝期には、内乱の展開に合わせて武士の移動が顕著であったために、臨時的な居住形態が多くみられた。具体的には、武士の宿所や寺社本所領内などに「借住」する事例が史料から数多く検出される。そのような状況に対し、室町幕府は闕所屋を武士に融通するしくみを備えてはいたものの、既存の寺社本所領の枠組みを改変するまでの機能は有していなかった。幕府による武士の京都居住の保障・管理は一定の限界性を孕んでいた。

その後、内乱が収束した14世紀末頃から、在京大名が居住した大規模邸宅や、将軍御所近辺に所在する別邸が順次形成される。前者はおおよそ応仁・文明の乱頃まで継続的に使用され、周囲には被官の集住する空間構造がみられた。一方後者には大名家出身の室町殿近習などが居住した。

ただし、万里小路家領内に上記の大規模邸宅が所在した畠山氏の例は、それらの邸宅地が、必ずしも武家領としての一円性を備えていなかったことを示す。また、寺社本所への寄宿など、臨時的形態によって居所を確保する者もなお存在した。そのような事例は、将軍との結び付きが一定程度強固なはずの直臣層（奉公衆）においても確認され、在京武士の居住形態が、必ずしも武家社会内部のみで完結しえない構造となっていたことが浮き彫りとなる。以上の現象には、寺社本所領の存立が優先的に保障される南北朝・室町期の政治構造が影響していたとみられる。当該期における武士の在京は、個々の家が大小の負担を伴うことを前提に成立していた。

第一部第二章「中世後期における武士の京都在住の構造」は、「武家地の形成を目的とした一大都市再開発」の事例と位置づけられてきた「土御門四丁町」などの室町幕府奉公衆の邸宅地（御所周辺武士邸宅地）の存立構造を分析したものである。

先行研究では、室町幕府による京都支配の進展に応じて武士の邸宅地確保は容易化するとされてきた。しかし近年では、室町幕府は寺社本所の存立を前提に京都支配を展開したことも明らかにされており、武士の洛中地支配の実態は、寺社本所との関係を踏まえて再検討する余地がある。そこで本章では、「土御門四丁町」など室町幕府が御所周辺に設定した奉公衆の集住地に着目し、その展開過程を再検討した。当地では戦国期に支配権の帰属をめぐって大徳寺如意庵と奉公衆千秋氏との間で相論が発生していた。その相論では最終的に如意庵が勝訴するが、審議過程を精査すると、奉公衆側が土地支配を証する具体的な公験を提出しえていなかったことがわかる。また、現地の奉公衆が如意庵に地子を納入していた形跡も認められる。それらを踏まえるに、本空間は寺社本所領の枠組みを維持しつつ武士の集住地を設定する意図で設定されたとみられ、武士の一円的な空間と位置づけることはできない。なお、室町幕府の奉公衆は一般に洛中に邸宅地を給与される存在と見なされてきたが、以上の作業からその論拠がすべて否定されることから、かかる見解には再考の余地があることも判明する。

「土御門四丁町」における奉公衆集住は15世紀中葉の義政期に生じたものだが、御所周辺武士邸宅地の設定は義教期において本格的に成立したとされてきた。そこで、かかる点の論拠とされる一条家領の史料を再検討すると、本事例においても武士が幕府から当地を「給与」されていたとは判断し難いことが確認できる。他の同時期の史料によれば、むしろ義教は、武士による洛中寺社本所領の侵害を抑制しようとする動きを見せていた。武士の居住を契機に現地でトラブルが発生していたことは確かだが、その根本的な原因は、特定地への居住を命じる（＝地上邸宅の知行は認める）一方で、下地の知行は保障しないという、武士の京都在住に対する室町幕府の姿勢にあった。

かかる状況のもとで、奉公衆は、室町殿やその周辺人物とのコネクションを利用するなどして、主体的に邸宅地を確保・維持する必要に迫られた。一方、応仁・文明の乱後～戦国期には、地子収益を得るための所領を確保する目的で、幕府から洛中地知行の安堵を得る奉公衆も現れる。ただし、寺社からの訴訟をうけて幕府が自らその安堵を覆す場合もあるため、一連の現象は、幕府内部における意思決定構造の多元化を背景としたものと考えられる。よって、室町幕府は武士の洛中地知行よりも寺社本所権益を優先する姿勢を基本的に戦国期まで一貫して有していたといえる。

第一部第三章「ある大内氏被官一族の都鄙活動と消長」では、戦国期段階に京都社会との関係を色濃く有した武士の一族に視点を据え、彼らが地域権力とのかかわりのなかでいかなる社会的地位を築いたのかを論じた。注目したのは、室町～戦国期の西国で大きな勢力を築いた大内氏の被官沼間氏である。

彼らは、大内義興が将軍足利義植とともに上洛した16世紀初頭の永正年間頃から本格的に史料上に現れる新興被官である。在京中は公家や寺社などとの交渉で活躍したが、その背景には、彼らが転法輪三条家被官という属性を同時に保有していたことが影響していたと考えられる。大内氏の家臣団において、彼らのような存在は極めて異例である。

彼らに関する系図史料を参照すると、沼間氏が和泉国にルーツを持ち、いずれかの段階で三条家被官となった後、その属性を有したまま大内氏に被官化した経緯が判明する。

義興の死後、沼間氏は大内氏権力内で勢力を拡大し、なかには当主を除いて最高位の位階を得る人物まで現れる。彼らの発給文書に注目すると、その立場が極めて当主に近しかったことも判明する。大名被官層が勢力を維持・拡大してゆく上で、京都社会とのコネクションが一定の有効性を発揮したことが窺われよう。ただし、大内氏被官沼間氏の活動徴証は、大内義隆の滅亡と同時に消滅する。

第二部第一章「室町幕府侍所と京都」では、室町幕府のもとで政所や地方とともに京都支配に関する具体的な職務（検断・徴税など）を担当した機関である侍所を検討対象とした。侍所研究は、序章でも触れた佐藤説の強い影響下で進展しており、その結果、14世紀末以降、在京大名家（山名・赤松・一色・京極・土岐氏など）たる侍所頭人一所司代によって同機関が運営されていた時期の分析が、著しく停滞している。本章では、かかる研究状況を当該期の京都社会の実態に即して刷新することを試みた。

まず、侍所頭人が発給した禁制や刑事訴訟の受理などに着目し、14世紀末以降の侍所が、室町殿を頂点とする京都の支配体制を支えつつも、一定の権限を独自に行使していたことを論じた。従来の研究は将軍直属の侍所奉行人による機構運営を重視してきた。しかし、当該期の史料において、彼らが侍所に属して積極的に活動する様子はほとんど窺えない。また、侍所は寺社本所らと連携しつつ、目的に応じて「町人」や「散所」などを動員していたが、それらも所司代一雑色・小舎人の系統で実施されるのが通常の形態であった。したがって、室町期の侍所は、必ずしも室町殿の一元的な管制下で運営されていたわけではなかったといえる。

侍所の実務運営を主導したのは頭人家の有力被官たる所司代であった。所司代は、京都とその周辺の寺社本所や住人と直接的な関係を構築して職務にあたる旁ら、積極的に利殖活動を展開した。また、15世紀前半頃を境に、幕府は奉行人奉書を直接所司代に送達することで侍所を動かすようになる。大名家が京都社会に定着し、それとともに侍所運営が安定化してゆくなかで、侍所における所司代の権限は次第に浮上する傾向にあった。

侍所の運営体制における画期のひとつが嘉吉の乱であった。以後、侍所頭人はほぼ京極氏によって独占的に運営されるようになる。しかし京極氏はしばしば頭人を離任しており、主体的に職の独占を志向したとは見なしがたい。かかる状況は所司代による侍所運営への比重をより高めたらしく、単独署判による書下の発給がみられるなど、侍所機能を所司代が専管する体制が次第に構築されていった。一揆鎮圧などで活躍した所司代多賀高忠・浦上則宗の登場はかかる動向の延長として捉えられる。彼らは室町殿（足利義政）と個別に強固なつながりを有したことで知られるが、ここからも窺われるように、室町殿は、基本的に頭人一所司代の体制による侍所運営を維持しようとした。すなわち、室町幕府の京都支配は、在京大名の協力を前提とする形で成立していたといえる。

第二部第二章「京都住人としての室町幕府公人」では、室町幕府管轄下の諸機関に所属して様々な雑務を担った室町幕府公人（政所公人、侍所雑色・小舎人。商工業者など京都の有力住人が務めた）の存在形態を、京都社会における彼らの位置に注目しつつ検討した。公人とは、中世における寺社や幕府、国衙などに所属して多種多様な雑役に従事した下級職員の称である。室町幕府公人に関する基礎的事項はすでに一定程度明らかにされているが、本章では、その存在形態を京都社会（具体的には寺社本所）との関係を踏まえてより動的に把握することを目指した。

従来、幕府公人による侍所遵行への関与は限定的に捉えられてきた。しかし、実際には一定の関与が継続的にみられ、礼銭の收受などを介して彼らと寺社本所との間には密接な関係が生じる契機が存在した。そのような寺社本所とのかかわりは祭礼などの場面でより顕著に窺われる。稲荷祭礼では、稲荷社が雑色を介して物品調達を試みた事例がみえ、また祇園会でも、小舎人が山鉾巡行に関する先例を蓄積していたことが知られる。室町期には、公・武・寺社いずれもが、幕府公人に依存する構造が存在していた。

次に幕府公人の経済基盤とその変遷について論じた。幕府公人が、室町幕府が全国に賦課した地頭御家人役や商業利益を経済基盤としたことはよく知られている。しかし、応仁・文明の乱後には幕府公人らへの給物下行が著しく減少しており、それと入れ替わるような形で彼らは商工業者としての側面をより前景化させる。その背景はいかなるものであったかが問われよう。幕府公人は室町幕府から一定の特権を認められるかたちで商工業に従事した。しかし、応仁・文明の乱後には、室町幕府が幕府公人らに有徳役を賦課したり、地子免除の特権を無効化したりする動きをみせ、幕府公人がこれに抵抗した様子が史料上に現れる。幕府の財政状況が悪化するなかで、幕府公人の特権は必ずしも安定的なものではなくなりつつあった。当該期の諸特権は、むしろ彼らからの主体的な働きかけによって維

持された側面も大きかったといえる。彼らの商工業者的側面の前景化は、そのような動向と連動したものであった。

以上も相俟ってか、幕府公人は戦国期にかけて、イエを核とした集团的結束をより強化していった。彼らはイエを単位に商工業に従事する傍ら、成立しつつある「町」共同体の代表を務める場合もあった。ただしその現象は、元来雑多な所属を有する京都住人が、幕府公人の身分を自身の特権確保のための属性のひとつとして位置づけてゆく動向とパラレルに進行したものであり、彼らが幕府公人に所属を一元化させていったわけではなかった点は注意される。

終章「総括と展望」では、各章の内容をまとめた後、①中世後期の在京武士は、室町幕府の京都支配を具体的に実現してゆく上で不可欠な存在である一方、その幕府権力の保護下にある寺社本所からも規制を受ける存在でもあるという両義的側面を帯び続けたこと、②室町幕府を実質的な中核とする一定の社会的統合が果たされながらも、その社会秩序の安定を担う武士集団が不安定性・流動性を払拭しえなかった点が、重層性・多元性を孕む中世後期京都特有の支配体制を現出させていたこと、などを指摘した。中世後期の京都は、武家を取り込むことで社会秩序の維持を図ったが、結果として都市内部構造の複雑化を助長し、その支配体制を「内側から」次第に変容させることになったといえる。最後に今後の課題として、在京武士や京都支配体制などに関する本稿の成果をより精緻化すると同時に、それらの成果を、荘園制に代表される中世日本の社会体制全体の展開過程に位置づけてゆく必要性などを掲げた。